

宇和島市おくやみガイドブック協働発行業務仕様書

1 目的

死亡に伴う手続きは多岐にわたり、身近な人を亡くした状況で慣れない手続きを速やかに行わなければならないことが、ご遺族にとって大きな負担になっている。本業務は、おくやみに関連する広告を組み合わせた冊子を、専門のノウハウを持つ民間事業者等と協働で作成することで、その民間事業者等が募集する広告収入をもとに編集・印刷等を行い、市が経費を負担する事なく作成し、ご遺族の負担軽減に寄与することを目的とする。

2 冊子の概要

- (1) 冊子の内容 本市のおくやみ手続きに関する情報
- (2) 規格 A4版（長編綴じ、横書き、左開き）
- (3) 紙質 カラー印刷に適し、インクが透けない耐久性のあるもの
- (4) ページ数 内容に応じて決定する。
- (5) 色刷り 表紙、本文ともにフルカラー
- (6) 部数 1, 800部程度／年（年間死亡者数に応じて決定する）
- (7) 発行日 初回は令和8年2月から3月頃を予定。以降は本市と候補者との協議の上決定する。
- (8) その他 広告掲載する場合は、「おくやみに関する広告」を主とすることとする。
また、全ての広告の掲載割合は冊子全体の原則30%以内とする。

3 納品

- (1) 広告及び冊子の内容の更新は年1回行うこととする。
- (2) 冊子は毎年2回に分けて納品することとし、令和7年度の納品場所は以下のとおりとする。令和8年以降、納品先が変更となる場合は事前に本市と候補者が協議することとする。また、冊子のデータ及び冊子の広告を除いたデータファイルを本市が指定した方法により納品する。

納品場所	所在地
市民課	宇和島市曙町1番地 本庁舎1階
吉田支所市民サービス係	宇和島市吉田町東小路甲106番地
三間支所市民サービス係	宇和島市三間町宮野下835番地
津島支所市民サービス係	宇和島市津島町岩松甲471番地

4 業務内容

- (1) ガイドブック作成に必要な本市及び関係機関の情報収集、企画、編集、印刷及び製本。
- (2) 民間企業等の広告の募集、広告資料の作成・更新。また、本市広告審査委員会に必要となる資料の提供。なお、掲載した広告に関連するトラブル又は損害の請求がなされた場合は、候補者の責任において解決するものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (3) 広告掲載に関する問い合わせや苦情等に対応する窓口を設置、ガイドブックへの掲載。
- (4) 本市の指定する場所に、年2回程度に分け、ガイドブックを納入。なお、納品時期、納品部数については、本市と協議の上、決定するものとする。本市及び関係機関の情報に変更等があれば、必要に応じて掲載内容の更新を行うこと。本市ホームページ等に掲載できるよう、電子データ版（PDF又は掲載に適した形式）の納品。
- (5) その他本業務の実施に関し必要と認める業務。

5 費用負担

ガイドブックの作成、印刷、広告募集等の費用は、候補者が全額負担するものとし、本市はこれらにかかる一切の費用を負担しない。また、広告が集まらない場合も、候補者は自らの責任において業務を履行しなければならない。

6 著作権等

- (1) 本市が提供する行政情報等の著作権は、本市に帰属するものとし、候補者は当該情報を他へ転載、提供、引用等する場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。
- (2) 候補者が提供するガイドブック作成のためのデザイン及び広告等の著作権は、候補者に帰属するものとし、本市は当該情報等を本市ホームページ以外への転載、提供、引用等する場合は、あらかじめ候補者の承諾を得るものとする。ただし、納品部数の配布が完了した後は、冊子用のデータを本市で印刷し活用することがある。

7 広告掲載基準等

- (1) 掲載する広告は、宇和島市有料広告取扱要綱（平成18年要綱第71号）及び宇和島市有料広告掲載基準を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て候補者が負うものとし、掲載前に、市の承認を得たもののみ掲載すること。
- (2) 掲載する広告の募集にあたり、候補者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮すること。

8 その他

本仕様書及び協定書等に定めのない事項については、必要に応じて市及び候補者が協議して定める。